令和8年　第3回白馬村議会定例会　総務社会委員会審査報告

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案10件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第47号　物品の取得について

業務用ノートパソコン64台を5年間の所有権移転付き賃貸借契約により導入し、契約期間満了後に村の財産として取得するため、議会の議決を求めるものです。

［質疑・意見］

問　ノートパソコン64台の更新理由と、1台当たり約38万円となる理由は。
答　Windows10のサポート終了に伴うセキュリティ対策として全端末を更新するもので、64台で必要数を賄える。金額にはシステムのセットアップやOfficeのライセンス料などが含まれている。
問　今回、随意契約とした理由と契約価格の決定方法は。
答　現在使用している基幹系システムは株式会社電算が提供しており、同社でなければ端末やアプリケーションの導入・設定ができないため随意契約とした。価格については、見積額が予定価格の範囲内であることを確認して決定している。

討論はなく採決したところ、議案第47号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第48号　白馬村自治基本条例の制定について

白馬村における自治の基本理念や基本原則を明らかにし、村民、議会、行政などの役割や責務、参画と協働、村政運営の基本事項を定めるため、条例を制定するもの。

［質疑・意見］

問　村民の政策形成への参加をどのように進め、条例の実効性を確保していくのか。
答　施策の企画、実施、評価の各段階で村民の意見を聞き、できるだけ多くの方が参加できる手法を検討する。また、逐条解説に運用方針を定めるとともに、本条例に基づく個別の条例や規則等を整備し、実効性を確保していく。
問　条例制定後、村民への周知や学習の機会をどのように設け、条例の理念を共有していくのか。
答　逐条解説をホームページで公表し、地区懇談会や70周年式典、SNS等を活用するとともに、パンフレットの作成も検討する。外国人や障害のある方を含め、誰もが理解できるよう、継続的な周知・啓発に努めていく。

意見　地区懇談会等について、より幅広い村民が参加しやすい場となるよう工夫し、自治基本条例の理解と地域での意識共有につなげていただきたい。

討論はなく採決したところ、議案第48号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号　白馬村パブリックコメント手続条例の制定について

白馬村の基本的な政策等の策定に当たり、その案を公表して広く村民等から意見を求め、その意見を政策等に反映するための手続を定めるもの。

［質疑・意見］

問　パブリックコメントの対象となる「村民等に重大な影響を与えるもの」とは、どのようなものを想定しているのか。

答　「重大」について明確な尺度や定義はないが、村民に義務を課したり権利を制限したりするものや、村が独自に制定する条例などを想定している。法律に基づき制定する条例など、村の裁量がないものは対象外となる。

問　資料の公表を努力規定とすると、必要な資料が公表されない余地が生じるのではないか。

答　内容によっては解説資料等を必要としない場合もあるため努力規定としているが、自治基本条例に基づき、村民に分かりやすい資料による周知に努めていく。

問　施行日を令和9年1月1日とした理由と、意見募集期間について、村民が十分検討できるよう事前に周知する考えは。

答　具体的な手続を定める条例であるため、現在進行中の案件等を考慮し1月1日施行とした。意見募集期間は原則30日としており、事前の予告についても、村民が早くから内容を把握できるよう、可能な限り運用に取り入れていきたい。

討論はなく採決したところ、議案第49号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号　白馬村保育資格手当に関する条例の制定について

保育人材の確保及び定着を図るとともに、職員の職務意欲の向上と安定した保育体制を確保するため、保育資格手当を新設し、対象職員に月額9千円を支給するため条例を制定するもの。

［質疑・意見］

問　保育資格手当を月額9千円とした根拠は。

答 国の処遇改善事業で示された月収3％程度の引き上げを基準に、村の保育士の平均的な月収から算出したものである。
問 手当の支給を来年4月1日からとした理由は。
答 前倒しも検討したが、今年度から制度設計を始めたことや保育士の人事異動等を考慮し、来年度当初からの支給とした。
問 現在勤務している保育士のうち、手当の対象者は何人か。
答 15から16人程度を見込んでいるが育児休業等で変動する場合がある。

討論はなく採決したところ、議案第50号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号　白馬村税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の改正に伴い、個人住民税の各種特例措置や固定資産税の免税点の見直しを行うとともに、入湯税の申告納入期限の特例を新設するため、条例の一部を改正するもの。

［質疑・意見］

問 入湯税を3か月分まとめて申告納入する特例について、対象となる期間や納期限、年度をまたぐ場合の取扱いはどのようになるのか。
答 12月、1月、2月の入湯分は3月末までにまとめて申告納入する。3月の入湯分は4月に申告納入するため、村では新年度の歳入として扱う。特別徴収義務者には、対象月と納期限を具体的に示して分かりやすく周知していく。
問 入湯税の申告納入の特例により、どの程度の事業者が対象となり、事務負担が軽減されるのか。
答 前年の入湯税額180万円以下を要件としており、特別徴収義務者77者のうち、対象外となるのは15者で、それ以外は特例を受けることができる。具体的な負担軽減割合は試算していないが、事業者の負担軽減と安定的な税収確保の両面を考慮し、180万円を基準とした。
問 防衛特別所得税とは、どのような税なのか。
答 国が所得税と併せて徴収するもので、防衛力強化のための財源として国民に負担を求める税である。装備品の整備や燃料の確保、自衛隊施設の強化など、継続的な防衛体制の維持に充てるものとされている。

討論はなく採決したところ、議案第51号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号　白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

長野県が示す標準的な取扱いに基づき、刑事施設の被収容者等について、申請により国民健康保険税を減免できるよう、条例の一部を改正するものです。

［質疑・意見］

問　国民健康保険法第59条各号に該当する者とは、具体的にどのような者か。
答　少年院などに収容された者や、刑事施設に拘禁された者が該当する。

討論はなく採決したところ、議案第52号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第53号　白馬村手数料条例の一部を改正する条例について

コンビニ交付の利用促進と窓口申請の軽減を図るため、住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付手数料を、それぞれ250円から150円に引き下げるものです。

［質疑・意見］

問　コンビニ利用率50％の場合の収支は。
答　住民票、印鑑登録証明書ともに収支はプラスとなる。
問　コンビニ交付の手数料は各社で同じなのか。また、今後手数料が変更された場合はどう対応するのか。
答　コンビニ各社の手数料は同一である。今後の状況によっては、収支だけでなく、窓口業務の負担軽減や事務の効率化も考慮し、交付手数料を検討していく。
問　手数料を150円まで引き下げる必要性と、システム改修に伴う費用は。
答　システム改修に約19万円の費用が必要となるが、今後のマイナンバーカードと在留カードの一体化なども見据え、コンビニ交付の利用を促進し、窓口業務の負担軽減を図るため150円とした。

討論はなく採決したところ、議案第53号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号　白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

行政財産を本来の目的以外で使用する場合の使用料について、地方自治法の規定に基づき、その算定方法等を新たに定めるため、白馬村使用料条例の一部を改正するもの。

問　現在、村の土地や建物を実際に貸し付けている事例はあるのか。
答　土地では電柱の設置場所、建物では役場庁舎の屋上のほか、観光局やスキークラブへの貸付があり、一部は使用料を減免している。

問　民間への貸付は可能なのか。また、貸付期間はどのようになっているのか。
答　申請内容を審査した上で貸付は可能であり、中部電力やNTT、工事の現場事務所などへの貸付実績がある。貸付期間は基本的に1年単位としているが、更新することも可能である。
意見　村有地の貸付は、問題が生じた場合にも対応できるよう、長期間の貸付とならないようにしていただきたい。

討論はなく採決したところ、議案第54号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第56号　令和8年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ2億5014万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億7214万5千円とするもの。

なお、人事異動等に伴う人件費の補正については、説明を省略し、主な事業について報告いたします。

【総務課関係】

財産管理事業1143万円の増額は、役場庁舎および多目的集会施設のトイレ改修工事について、詳細な確認を行った結果、壁タイル、男子小便器、電気設備等に新たな修繕箇所が判明したため、工事費を増額するものです。非常備消防事業269万2千円の増額は、災害時における消防団の情報共有を円滑にするため、スマートフォン型の通信端末20台を購入し、各分団や北部署、本部等に配備するものです。現在使用している無線機では現場の詳細な情報共有が難しく、個人のスマートフォンでは通信料等の負担が生じることから、公用の通信端末を整備するもの。

［質疑・意見］

問　行政用語は、村民にも理解できるよう丁寧な言葉で説明していただきたい。緊急防災・減災事業債とはどのようなものか。
答　緊急性のある防災・減災事業に活用できる起債で、交付税措置が手厚いものである。庁舎や多目的施設が災害時の避難所となることから、今回の改修工事に活用する。
問　庁舎改修工事の増工により、工期も延びるのか。
答　これから入札を行うため工期は未定だが、物品調達の状況によっては繰越しの可能性もある。できる限り年内の完成を目指したい。

【税務課関係】
　賦課徴収事業328万6千円の増額は、宿泊税の電子申告に係る手引き400部の作成、地番図をインターネットから電子データで取得できるようにするためのシステム整備及び宿泊税システムの本格稼働に伴う保守料を計上するもの。

［質疑・意見］なし

【住民課関係】
　戸籍住民基本台帳事業23万1千円の増額は、コンビニ交付手数料の変更に伴うシステム改修によるもの、同事業74万8千円の増額は、外国人住民への窓口対応を充実するため、翻訳機能付きディスプレイ機器を導入することによるものです。公衆トイレ管理事業76万8千円の増額は、大出公園公衆トイレの漏水及び男子大便器の修繕によるものです。塵芥処理費の負担金1041万6千円増額は、令和7年の可燃ごみ量の実績に基づき、北アルプス広域連合の負担割合が見直され、白馬村の負担割合が31,2％から32,7％に増加したことによるもの。

［質疑・意見］

問　翻訳機能付きディスプレイの購入台数と対応言語は。
答　1台を購入予定で、100種類以上の言語に対応し、話した言葉を文字に変換してディスプレイに表示するものである。

【子育て支援課関係】
　児童福祉総務費1151万2千円増額の主なものは、放課後児童クラブの公用携帯電話の更新、近隣市町村の保育園等への広域入所に伴う施設型給付費586万3千円の増額などによるもの。子育て支援費83万8千円の増額は、令和7年度こども・子育て支援交付金の精算に伴う国への返還金によるもの。保育所費9万3千円の増額の主なものは、しろうま保育園の漏水修繕、電気料金の不足分及び夏季の暑さ対策として使用したミストファン4台の借上げ料などによるもの。

［質疑・意見］

問　施設型給付費586万3千円の内容と、近隣市町村の施設利用者及び待機児童の状況は。
答　近隣市町村の保育施設を利用する児童に係る給付費で、9月時点の利用者は2人、待機児童は11人である。他市町村の施設を案内することもあるが、送迎等の事情から利用につながらないケースも多い。
問　保育園ホールのミストファンの効果と、今後エアコンを設置する考えは。

答 ミストファンで暑さをしのいだが、十分とはいえず、空調設備の必要性は高いと考えている。施設整備の優先順位も踏まえながら、できるだけ早い対応を検討していく。

意見 子どもは熱中症のリスクが高いことから、保育園ホールへの空調設備の設置を今後の予算編成の中で検討していただきたい。

【教育課関係】

教育委員会事務局一般事業180万円増額は、中学校部活動の地域展開に係る国・県の補助制度の変更に伴い、中学校費から教育委員会事務局費へ入れ替えることによるもの。学校環境整備事業の修繕費77万9千円増額は、北小学校体育館の照明設備が経年劣化により降下できず、足場を設置して電球交換を行う必要が生じたことによるもの。工事請負費2449万7千円増額は、中学校ランチルームのエアコン設置に伴う電気配線工事等に1375万円、経年劣化した北小学校の消火ポンプの交換に1074万7千円を増額するもの。学校給食センター事業88万円の増額は、業務用エコキュート3台のうち1台が故障し、冬季の給湯能力を確保するため早急に修繕する必要があることによるものです。

[質疑・意見]

問 給食センターのエコキュートの故障内容と原因は。

答 親機の高熱ファンが作動しなくなったもので、経年劣化が原因と考えている。積雪や落雷によるものではなく、機器本体の交換が必要となる。

問 中学校ランチルームのエアコン設置について、近隣から騒音の苦情があったと聞くが問題はないか。

答 苦情はキュービクルではなくヒートポンプの室外機に対するもので、現在は問題なく使用している。

意見 各事業で工事費等の補正額が大きくなっていることから、物価高騰等も考慮し、当初予算の段階で十分な積算を行っていただきたい。

【生涯学習スポーツ課】

スノーハープ維持管理事業161万7千円の増額は、管理棟のエアコン設置に伴い、冬季の暖房使用や大会時のタイム計測への影響を考慮し、高圧受電設備の容量を増強することによるもの。文化財保護費64万6千円増額は、国指定重要文化財である三日市場の神明社の防火設備更新に対する補助金10万円と、4月18日の地震により被害を受けた青鬼地区「お善鬼の館」の修繕費54万6千円によるもの。ウイング21維持管理事業111万2千円増額は、玄関自動ドアのセンサー修繕21万2千円と、老朽化した誘導灯を現在の消防法に適合した設備へ更新する消防設備修繕90万円によるものです。

[質疑・意見]なし

各課の審査が終了し、全体としての討論はなく、議案第56号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号　令和8年度白馬村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ573万2千円を増額し、予算総額を10億5718万8千円とするもの。

一般被保険者保険税還付金250万円の増額は、国民健康保険の資格喪失を遡って届け出たことなどにより、過年度分の国保税の還付が増加したことによるものです。保険給付費負担金等償還金295万2千円の増額は、令和7年度に国保連合会へ支払った療養給付費審査支払手数料の精算による還付金を、その財源となった県の普通交付金として返還することによるもの。

［質疑・意見］

問　国民健康保険税の還付金が不足した主な理由は。

答　国保加入者の資格変更等により、納付済みの国保税を遡って還付するもので、当初予算300万円に対し7月末までに約284万円を還付しているため、過去の実績を踏まえ増額するもの。

討論はなく採決したところ、議案第57号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

陳情第2号　日本政府に非核三原則の堅持と核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める意見書提出についての陳情書

提出者は新日本婦人の会白馬支長　支部長　高橋英子　受理年月日は令和8年8月20日。

本陳情は、日本政府に対し、非核三原則を堅持するとともに、核兵器の廃絶と世界の恒久平和に向けた外交努力を一層強化するよう求める意見書の提出を求めるものです。

［質疑・意見］

問　陳情書の内容と本日の説明に相違や補足があるのはなぜか。

答　提出期限に間に合わせるため陳情書を提出し、その後調査を進める中で内容が具体化したため、本日の説明で補足した。

問　この時期に陳情書を提出した理由は。

答　広島・長崎での平和に関する行事における高市首相の発言から、非核三原則の今後に危機感を持ち、9月定例会への提出を考えた。

意見　日本は唯一の戦争被爆国として、国連への決議案提出や核不拡散条約体制の維持・強化など、核軍縮に向けた取組を進めており、現時点で改めて意見書を提出する必要はないのではないか。

意見　政府は非核三原則を堅持する方針を示し、国際社会に対しても核軍縮に向けた働きかけを行っていることから、現時点で意見書を提出する必要性には疑問がある。

討論　政府の方針が非核三原則から転換しているのであれば意見書を提出すべきだが、現時点ではそのような状況ではないことから、本陳情は不採択とすべき。

採決したところ、陳情第2号は委員長除く委員全員の賛成なしにより不採択すべきものと決定いたしました。

以上　総務社会委員会の審査等についての委員長報告とします。